『 牧港小学校いじめ防止基本方針 』

牧港小学校

1 基本的な考え方（基本理念）

いじめは、「人間として絶対に許されない行為」である。しかし、「どの子にも、どの学校にも起こり得る」ことから、教職員一人一人が、いじめへの適切な対応と児童生徒自らいじめを解決する力を身に付けるための指導の在り方等について理解し、それらに基づいた着実な実践を通して、いじめの未然防止、早期発見・早期解決を図る必要がある。

【いじめを許さない学校づくり】

□児童生徒理解を深め、児童生徒一人一人を大切にするとともに、日常的な関わりの中で教職員と児童生徒間の信頼関係づくりや児童生徒相互の人間関係づくりに努めることが重要である。

□いじめ問題への指導方針等の情報については、日頃から家庭や地域に公表し、保護者や地域住民の理解と協力を得るよう努めることが重要である。

□いじめている児童生徒に対しては、出席停止の措置を含め、毅然とした指導が必要である。

□いじめられている児童生徒については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示すことが重要である。

□いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかない所での陰湿ないじめが続いていることが少なくないことを認識し、継続して十分な注意を払い見守っていくことが必要である。

(1) いじめの定義

★『いじめ防止対策推進法』〔平成25年9月28日施行〕より

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。

【重大事態の定義】「いじめ防止対策推進法」平成25年9月28日施行

①いじめにより児童等の生命，心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合

②いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合（年間30日を目安とし，一定期間連続して欠席している場合も含む）

③児童や保護者から「いじめられ重大事態に至った」という申し立てがあった場合

(2) いじめに対する基本的認識

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

○ いじめは「人間として絶対に許されない」という強い認識に立つこと
○ いじめ問題に対しては被害者の立場に立った親身の指導を行うこと
○ いじめ問題は学校（教師）の指導の在り方が問われる問題であること
○ 学校、家庭、地域社会等、関係者が一体となって取り組むことが必要であること
○ いじめ問題は家庭教育の在り方に大きく関わる問題であること

2 いじめの防止等のための組織

いじめ問題への取り組みにあたっては、学校長のリーダーシップのもとに「いじめを根絶する」という強い意志を持ち、学校全体で組織的な取組を行う必要がある。

(1) 生徒指導委員会

校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、学級担任等からなる、いじめ防止等の対策のための「生徒指導委員会」を設置し、必要に応じて委員会を開催する。

【校内いじめ対策委員会】
①校長　②教頭　③生徒指導主事(主任)　④学年代表　⑤養護教諭　⑥教育相談担当
⑦関係教諭　⑧スクールカウンセラー　⑨教育相談支援員　⑩学校評議委員　⑪その他

(2) 職員会での情報交換及び共通理解（校内特別支援委員会）

月に一度、全教職員で配慮を要する児童について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。

(3) 組織が担う役割

・基本方針に基づく取り組みの実施や年間計画の作成・実行・検証・修正
・いじめの相談・通報の窓口としての役割
・いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係わる情報の収集と記録・共有を行う役割
・いじめの疑いに係わる情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

(4)具体的な内容

①いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わりを持つ
②いじめられた児童への対応
③いじめた児童への対応
④いじめられた児童の保護者への対応
⑤いじめた児童の保護者への対応
⑥教育委員会や関係機関等との連携必要性の有無確認と連携
⑦児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある時は直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める
⑧現状を常に把握し、指導・支援体制を修正しながら「組織」で対応をする
⑨いじめに関わる得られた情報は確実に記録に残す
⑩一つの事象にとらわれることなく、いじめの全体像を把握することに努める

３　「いじめの未然防止」について

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要がある。

(1) 教職員　→　『 気づく“目“を育て、起こらない“土壌“をつくる 』

管理職	・全校集会などで校長が日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気を作る。 ・学校の教育活動全体を通じて道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等に取り組む。 ・児童が自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けさせる。 **・教員が子供と向き合うことができる時間の確保に努める。**
学級担任等	・いじめはどの子ども、どの学級でも起きうるものであると心得る。 ・日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」雰囲気を学級全体に醸成する。 ・はやしたてたり見て見ぬふりをする行為もいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。 ・心の通じ合うコミュニケーション能力を育み，規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。 ・集団の一員としての自覚や自信を育み，互いを認め合える人間関係をつくる。 ・不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、細心の注意を払う。 ・ＩＣＴ活用に関連してネットいじめを防止する。
養護教諭	・教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。 **・日常から児童の様子、体の変化等に留意する。**
生徒指導担当	・いじめの問題について生徒指導連絡会や職員会議で取り上げ、職員間の共通理解を図る。 ・関係機関と情報交換や連携に取り組む。 （港川中学校区小中連携生徒指導部班） ・今月の学校生活アンケートの実施（毎月）
教育相談担当	・教育相談週間（６月、１１月）等の企画。 ・なかよしアンケートの実施（６月、１０月）
児童会担当	・児童会を中心としていじめの問題に対して主体的な取組をする。 ・あいさつキャンペーン
平和人権担当	・慰霊の日に向けた取り組みを企画する。 ・平和宣言や平和集会を企画して命の大切さを考えさせる企画をする。 ・月１回の人権の日の取り組み・内容の企画。人権教室等の企画。
スクールカウンセラー	・児童、教職員、保護者対象の相談を行う。 ・不登校、いじめ等に関する研修会、講話等を行う。 ・気になる児童のケース会議において助言を行う。
教育相談支援員	・日常の学校生活における不登校等の実態調査、教育相談を行う。
学校評議委員	・学校の要請に応じて参加し、問題解決に努める。

（２）教育相談体制

①スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、小中アシスト相談員、中学生いきいきサポート相談員、市町村教育委員会の相談機関等の活用について、児童生徒や家庭に周知するとともに、相談室の整備など、相談しやすい環境作り及び教育相談体制の確立を図る。

②校長の指導の下、教職員が児童生徒との信頼関係づくりを行うとともに、定期的な教育相談等を実施する。

４　「いじめの早期発見」について

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と生徒達との信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒達の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。

(1) いじめに係る情報収集・実態の把握

①教師が豊かな感性で日頃から児童生徒理解、観察に努める。

②児童生徒との信頼関係を築くとともに、児童生徒への生活実態調査や教師間の情報交換、教育相談の充実などを通して、早期発見に努め、事実を隠ぺいすることなく迅速に対応する。

＜いじめに関する情報収集及び実態把握の方法＞

１　生活実態調査（いじめアンケート調査等）　２　個人面談　３　日常的な観察
４　生活点検表（生活日記）　５　心理テスト等

＜教職員のためのチェックポイント＞

- □ 校長のリーダーシップのもと、全教職員が、生徒指導についての共通理解を図り、共通実践が行われている。
- □ 教職員が、子どもたちの意見をきちんと受け止めて聞いている。
- □ 教職員が、子どもたちに明るく丁寧な言葉で声をかけ、一人の人間として接している。
- □ 教職員自らの言動が、子どもたちに与える影響の大きさを強く自覚している。

＜児童生徒の豊かな心と実践力育成ためのチェックポイント＞

- □ 失敗しても認め合い、励まし合う雰囲気がある。
- □ 子どもたちが規範意識を持ち、規律ある学校生活を送っている。
- □ 表情が明るく、にこやかで言葉遣いが適切である。
- □ 明るくあいさつを交わす。
- □ 児童会･生徒会活動や委員会､係活動に進んで取り組み､頑張ろうとする雰囲気がある。
- □ 教室や学校が清潔で、整理整頓されている。
- □ 規律ある楽しい給食の時間を過ごしている。
- □ 地域住民や保護者等が気軽に来校し、学校の活動に参加・協力する。

＜学校におけるいじめ発見のためのチェックポイント＞

□ 遅刻、欠席、早退、遅刻ぎりぎりの登校、時差登校などが増える。
□ 忘れ物が多くなり、学習意欲が低下してくる。
□ 表情がさえず、うつむき加減である。
□ 活気がなく、おどおどしたり、表情が暗く周囲を気にしたりする。
□ 机、椅子、カバンなどが壊されたり、散乱したりしている。
□ 授業開始前に学用品、教科書、体育着などが隠されている。
□ 学用品の破損、ノートに落書きがある。
□ 授業中、誤答に対して皮肉や笑い声が繰り返し起こったり、正解に対して、冷やかしやどよめきがあったりする。
□ その子を誉めると嘲笑が起こったり、しらけたりする。
□ その子どもの隣に誰も座りたがらない。
□ 周囲の子がその子の机や椅子に触ろうとしない。
□ 黒板や机等にあだ名や「〇〇死ね」などの落書きをされる。
□ 用事がないのに職員室の様子をうかがったり、周りをうろうろしたりしている。
□ 保健室への出入りが増え、始業のベルが鳴っても教室に戻ろうとしない。
□ 休み時間は一人でトイレなどに閉じこもったり、授業に遅れて入ってきたりする。
□ 休み時間や放課後に一人でぽつんとしていることが多い。
□ 清掃や給食の片付けなど、仲間の嫌がる作業を一人でしている。
□ さほど親しくない友だちと一緒にトイレから出てきたり、遅れて教室に入ってきたりする。
□ 理由のわからないケガが多く、その原因を尋ねると「自分で転んだ」と言ったりる。
□ 頭痛、腹痛、吐き気をよく訴える。
□「誰かこれやってくれないか」と言うと特定の子どもの名前が出てくる。
□ 係を選ぶとき、ふざけ半分に推薦されたりする。
□ 人権を無視したあだ名（「ばいきん」、「〇〇菌」）がつけられ、しつこく言われる。
□ 部活動への参加を渋ったり、休みがちになる。
□ 日記、作文、絵画などに気にかかる表現や描写が表れる。

＜家庭におけるいじめ発見のためのチェックポイント＞

□「転校したい」や「学校をやめたい」と言い出す。
□ イライラしたり、おどおどしたりして落ち着きがなくなる。
□ 衣服の汚れが見られたり、よくケガをしたりしている。
□ お風呂に入りたがらなかったり、裸になるのを嫌がる。
□ 学用品や所持品を紛失したり、壊されたりしている。
□ 教科書やノートに嫌がらせの落書きをされたり、破られたりしている。
□ 食欲がなくなったり、体重が減少したりする。
□ 寝付きが悪かったり、眠れなかったりする日が続く。
□ 愁いに満ち、表情が暗くなる。
□ 部屋に閉じこもることが多く、ため息をついたり、涙を流したりしている。
□ 先生や友だちを批判する。
□ 親に隠し立てをすることが多くなる。
□ 家庭から物品やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。
□ 親しい友だちが家に来なくなり、見かけない者がよく訪ねてくる。
□ 言葉遣いが荒くなり、親や兄弟、祖父母等に反抗したり八つ当たりをする。
□ 外に出たがらない。
□ 学校の様子を聴いても言いたがらない。
□ 電話に敏感になる。
□ 友達からの電話にていねいな口調で応答する。
□ 不審な電話や嫌がらせの手紙や紙切れなどがある。
□ テレビゲームなどに熱中し、現実から逃避しようとする。
□ 親の学校への出入りを嫌う。
□ 友だちのことを聴かれると怒りっぽくなる。
□「どうせ自分はだめだ」などの自己否定的な言動が見られ、死や現実を逃避することに関心を持つ。

＜地域からの情報＞

自治会やＰＴＡ等に対し、いじめの早期発見のポイント等について周知し、児童生徒の様子を報告してもらう。

□ 公園などで一人の子を何人かで囲んだり、小突いたりしている。スーパーやコンビニ等でジュースやお菓子をおごらせている。登下校中に一人の子が他の子の荷物を持たされている。
□ 道端や公園などで、一人ぽつんとしている。
□ 集団（遊び）の中で一人だけ様子がおかしい。

５ 「いじめに対する措置」について

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員では抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

(1) いじめ被害者への対応（教師の対応）

①潜在化しているいじめの行為を敏感に察知し、適切な対応を通して信頼を得られるよう努める。
②被害を受けた児童生徒の安全を確保するとともに、本人の訴えを本気になって傾聴し、全力で守り通す姿勢を示す。
③教師に告げたら仕返しされるという不安感を取り除き、「自分を守ってくれる」との安心感を与えるよう努める。
④被害を受けている児童生徒に対しては、良い点を認め励まし、自分の持っている能力を学校生活の中で伸ばせるよう根気強く指導し、自信を持たせる。
⑤学校生活の中で学級内の座席、係活動や当番活動などのグループ編成に配慮し、何でも話し合えるような雰囲気作りに努め、人間関係の改善充実を図る。
⑥自己理解を深め、課題克服、自立への支援を行う。
⑦家庭との連絡を密にし、子どもの学校での様子や今後の対応について、保護者に伝えるとともに、家庭での様子等について、保護者から情報を得る。
⑧加害者の児童生徒や保護者を一方的に非難する保護者には、言い分を十分に聴き、受容した後で、冷静に判断するよう促す。
⑨子育てに自信を失っている保護者には、連携を図りつつ、元気づける。

【教師の具体的な対応】

1 話をうなずきながら聴く
・子どもの訴えについて、顔を見ながら一言一言にうなずきながら聴くことにより、「君のいうことはしっかり聴いているよ」という暗黙のメッセージを伝える。

2 本人の訴えた言葉を復唱する
・「あなたの話をこのようにしっかり聴いているよ」というメッセージになり、子どもに安心感を与える。
・自分の身に起きていることを客観的に考えるきっかけをつくることができる。

3 話が混乱しているときには、その内容を整理して伝える
・教師が事実関係の掌握に誤りがないかどうか確かめる。
・被害者が自分の感情を整理し、具体的に考えられるようにする。

4 わからないことを質問する
・話していることがよくわからないからといって子どもの話を遮ってまで聴かない。
・「わからないことがあるから質問していい？」と尋ねてから聴く。
・不明確なところを簡潔に整理してから質問する。

5 本人が努力していることを支持する
・「一生懸命耐えていたんだね」「いろいろ工夫したんだね」など、努力を認める言葉をかける。
・本人の努力した方向が違っていると思っても、否定的な言葉を言わない。
・否定の言葉よりも、「どうしてそうしたの？」「どんな気持ちだったの？」など、その気持ちを聴いてみるようにする。

＜ 家庭での対応として ＞

１ いじめられている事実が判明した場合の対応

・家庭における「子どもの居場所」を確保する。
・不安を除去し、安全の確保に努める。
・「お父さんとお母さんは最後まであなたを守る、一緒に乗り越えよう」というメッセージを送る。
・学校との連絡を密にし、家庭での様子などの些細なことでも学校側に伝える。
・ひどいいじめの場合は、学校を休ませることが必要な場合もある。
・自己肯定感や自信を持てるような言葉かけ、激励をする。

２ 些細な変化（危険信号）に気づく（特に自殺のサイン）

・死につながるような発言はないか？
・自殺のニュース等に対し同情する発言はないか？
・眠れない様子はないか？
・死を賛美する言動はないか？

【好ましくない対応・考え方】

１ いじめの存在に気づかない
・「本人がいじめを告白しないといじめはわからない」という考え方。
・「いじめられているようには見えなかった（楽しそうにしていた）」等。

２ いじめの深刻さに気づかない
・「いじめに耐えることも必要」・「いじめられる方にも問題がある」という考え方。
・「いじめは昔からあり、いつの時代にも存在するものである」という考え方等。

３ 否定認識や不用意な発言
・「やられたらやり返しなさい」・「反抗できない方が悪い」・「負けるな、頑張れ、いい試練だ」
・「いじめは重大な人権侵害である」との認識に欠ける発言・児童生徒の理解不足、感性の乏しさを問われる発言・「被害者保護優先」を無視した発言・自己防衛的な発言・被害者の「痛み」に共感を示さない発言・具体性のない発言等。

４ 不適切な対応
・十分な事実確認をしないで被害者加害者の話し合いの場を持つ。
・本人や相手の合意を得ないまま対面の話し合いを持つ。
・日時、話し合いのルール等を定めない。
・どちらの言い分が正しいかを決めつける。
・教師が裁判官的な立場で対応する。

５ 外部の情報等を活用しない
・「密室」の対応になっている。
・いじめ防止に役立つ記録等を公開しない。

＜確認すること＞
いつ頃からいじめがあるのか？どんな時に？
どんなことから？きっかけは？
どこで？
どんな方法で？
1対1？複数？グループ？誰が（命令）？

⑵ いじめ加害者への対応

① 基本的な姿勢

ア その場指導に終わることなく、いじめが完全になくなるまで継続的に指導する

イ いじめの事実関係を把握することはもとより、いじめの動機や背景等について、共感的に理解するとともに、いじめた児童生徒の心の内面を理解するよう努める。

→ **心理的ケアを十分に行う。**

1 「いじめは人権侵害であり、絶対に許すことのできない行為である」ことを厳しく認識させる。
2 差別的なものの見方や偏見に気づかせたり、豊かな人間関係の重要さに気づかせたり等、いじめを許さない雰囲気を醸成する。
3 励まし合い、助け合いによって、よりよい集団を作ろうとする意欲を持たせる。
4 加害児童生徒との信頼関係の構築を図り、本人自らの力で問題の解決を図れるよう支援する。
5 教師は、どの児童生徒も自らの行為を反省し、新しく生きようとする力が備わっているという認識を持ち指導にあたる。

② 教師の対応

1 いじめを完全にやめさせる。
2 いじめ問題について、職員間で役割連携し、組織的に取り組む。
3 いじめの事実関係、きっかけ、原因などの客観的な情報を収集する。
　・何があったのか？ ・どんなことから？ ・いつ頃からか？ ・どこで？
　・どんな気持ち？ ・どんな方法で？ ・誰が（命令）したのか？ ・複数？ 等。
4 不満・不安等の訴えを十分聴くとともに、いじめられた児童生徒の身になってよく考えさせ、自分がやったことの重大さに気づかせる。
5 相手に与えた苦しみ、痛みに気づかせる。
6 課題解決のための支援を行い、自分自身の力で解決する方法を考えさせ努力させる。
7 学級活動を通して、役割・活動・発言の場を与え、認め、所属感、成就感を持たせるとともに、教師との信頼関係を構築する。
8 場合によっては、出席停止等の措置も含め、毅然とした指導を行う。
9 必要な場合は、警察等関係機関と連携し対応する。

＜対応のポイント＞

①「事実はしっかり認めさせる」
②「決して言い逃れはさせない」
③「きちんと謝罪をさせる」
④「それ以上罰しない」
⑤「今まで以上に関わりをもつ」

好ましくない対応

1 権威的な指導
・学級等みんなの前でいじめた児童生徒を非難する。
・体罰を行う。
・子どもの人格を否定するような発言をする。
・命令口調で対応する。
・過去を引き合いに出す。
・追い詰めたり、問い詰めたりする。
・兄弟姉妹と比較する。
2 基本認識を誤った指導
・何もかも「いじめ」と決めつける。
・教師の価値観や体験のみでいじめかどうかを

③ 保護者への対応

1　保護者の心情を理解する
　・保護者の心理…怒り、情けなさ、自責の念、今後の不安等。
　・保護者も追い詰められると、防衛的あるいは攻撃的な態度をとることもある。
　・子どものよさを認め、親の苦労も十分ねぎらいながら対応する。
2　事実関係は正確に伝える
　・憶測で話をしない。
　・問題とは直接関係のないことまで話を広げない。
3　学校の指導方針を示し、具体的な助言をする
　・被害者への謝罪、子どもへの対応方法などを保護者の意向を踏まえ助言する。
4　教師と保護者が共に子どもを育てるという姿勢を示す
　・子どもが自分の「非」に気づき、改められるよう指導・支援する。

＜家庭での対応＞

1　両親が一緒に叱責しない
　・それぞれの役割を確認し、連携して対処する。
2　事実を聞き出す
　・どんな行動をしたのか？　・その結果どうなったのか？
3　徹底的にいじめを否定する
　・「いじめは人間として許されない行動である、私も許さない」
　・「いじめられた子は苦しんでいる」
　・「おまえの気持ちはわかった、一緒に考えよう」　等。
4　きちんと謝罪する
　・あらかじめ被害者とその保護者の意向を確認し、被害者の思いに沿った形で謝罪を行う。
5　今まで以上に子どもとの関わりを多く持つ

(3) ネット上のいじめへの対応

① ネット上のいじめの特徴

1　不特定多数の者から、絶え間なく誹謗中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻なものとなる。
2　インターネットのもつ匿名性から、安易に誹謗中傷の書き込みが行われるため、子どもが簡単に被害者にも加害者にもなる。
3　インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。また、インターネット上に一度流出した個人情報は、回収することが困難となるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
4　保護者や教師などの身近な大人が子どもの携帯電話等の利用の状況を把握することが難しい。また、子どもの利用している掲示板等を詳細に確認することが困難なため、「ネットいじめ」の実態の把握が難しい。

＜ネット上のいじめの態様＞

1　掲示板・ブログ・プロフでの「ネット上のいじめ」
　○誹謗中傷の書き込み　○個人情報の無断掲載　○なりすまし等
2　メールでの「ネット上のいじめ」
　○誹謗中傷するメール　○チェーンメール　○なりすましメール等
3　その他（口込みサイトやオンラインゲーム上のチャットでの誹謗中傷の書き込み等）

② 掲示版等への誹謗中傷等への対応

1　ネットいじめの発見、児童生徒・保護者等からの相談
2　書き込み内容の確認
　○当該掲示板等のアドレスの確認と記録
　○書き込み内容の保存（プリントアウト）
　※携帯電話の場合は、画像をカメラで撮影する等
3　掲示板等の管理者に削除依頼
　○管理者への連絡方法（メール）の確認
　○利用規約等を確認の上、削除依頼を実施。
　※削除依頼は、学校等の公的なパソコンやメールアドレスを使用し、依頼者名などの個人情報を記載する必要はない。

(2) 評価（取組状況の把握と検証）

いじめ防止対策委員会は、ＰＤＣＡ用「取組評価アンケート」をもとに、取組が計画通りに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた基本方針や計画の見直し等を行う。

８　ＰＴＡ及び関係機関等との連携について

ＰＴＡの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。また、いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうために、保護者研修会の開催やＨＰ、学校・学年だより等による広報活動を積極的に行うことも大切である。

(1) 学校は地域と警察との連携を図るため、定期的にまた必要に応じて、相互協力する体制を整えておくことが大切である。
(2) 学校でのいじめが暴力行為や恐喝など、犯罪と認められる事案に関しては、早期に所轄の浦添警察書や浦添市教育委員会（学校教育課・子ども青少年課）等に相談し、連携して対応することが大切である。
(3) 児童生徒の生命・身体の安全が脅かされる場合には、直ちに通報する必要がある。
(4) いじめた生徒のおかれた背景に、保護者の愛情不足等の家庭の要因が考えられる場合には、各種相談員、民生・児童委員等の協力を得ることも視野に入れて対応する必要がある。

【いじめ防止対策推進法に基づく学校のいじめ問題に対する日常の取り組み】
□職員会議等を通じて共通理解を図った
□校内研修を実施した（教育計画の読み合わせや事例検討など）
□道徳や学級活動の時間に取り上げた
□児童・生徒会活動等
□SC,教育相談，養護教諭の活用
□学校以外の相談窓口の周知
□学校いじめ防止基本方針をHPに公表
□PTA，地域関連等との連携
□ネットいじめ等の啓発活動
□学校いじめ防止基本方針の見直し
□組織の招集